

スマイル会のテーマとして裁判員制度を提案した背景について

阿部哲夫

2008年10月21日

1963—65年アメリカに留学していた当時、日本とアメリカのことなどをあれこれ考えているうちに、アメリカから学ぶべき点の一つは陪審員制度にあるのではないかと思いはじめたのでした。

こうした考えを当時の留学仲間だった法学部出身の御仁に話したところ即座に、法律というのは、永年の歴史の中で形づくられた複雑精緻な体系のもので、これについて特別訓練を受けていない素人が関わることは無理だし、危険だ、と反論されてしまいました。

当時は日本が急成長を始めた時期で、海外の識者達が日本の成功解明にあれこれ熱心に努力している時でした。有力な見解の一つが、優秀な“官”の存在にあるというものでした。“官”と言うリーダーが優れていたから、日本の復興は成功し、急成長を遂げつつあると言うわけです。留学まで企業で働いた経験から、小生の考えはこれと少し違っていました。日本人全体が国際的に見れば優秀で、上下を問わずアメリカのようなスタミナを持ち、会社のため、国のためとあれば遮二無二出張って行く精神を持っている、これが何よりも日本の復興急成長の主たるベースだ、と考えていました。

それに人間は成功同様失敗を経験することで成長して行くものだ。日本で失敗を経験できるようになっているのは“官”だ。“官”は失敗しても集団として糊塗する術を知っているし、失敗の責任をとらないですむようにもなっているようだ。この“失敗できる自由”或いは“失敗を許容される自由”と言うのが“民”に比べ“官”の持つ行政ノウハウを増加させ、“官”の判断力をレベルアップさせる。要するに“官”の方が“民”よりも学習するチャンスを与えられているのだ。こうして“官”は更にスマートになる。これが小生の考えたコトの流れでした。

私は陪審員制度というのは、言ってみれば、国家権力の発動とも言える裁判所の判決に、我々のような一般市民の発言権を留保することを保障する仕組みと考えています。また陪審員制度は、“民”に学習するチャンスを与える仕組みと言うこともできると思います。

こうした考えが陪審員制度に対する私の考えのベースにありましたから、留学当時はあまりこの制度の早期導入を主張することもなく、他日を期すると言う姿勢をと

りました。

ところが近年規制緩和の流れの中で、アメリカで実行されている陪審員制度が、裁判員制度に装いを変えて登場しつつあります。日本の民主化にとっても大いに喜ばしいことだと思います。

国民の中には、裁判員にされる負担が大変だとか、個人情報守秘義務が負担だと言う反対論も聞かれるようです。裁判員の責務を果たすことは、国民の権利向上のために、また日本の一層の民主化のために、国民に不可避の義務として受け入れたいものだと思います。

以上が今回のスマイル会(2008年10月8日)で裁判員制度を取り上げていただきたいと提案した背景です。スマイル会のメンバーで弁護士の松崎昇さんにご無理を願って講義をしていただきました。お陰様で大変貴重な勉強が出来ました。この制度が成功裏に日本に定着し、日本の民主化に貢献することを祈っております。

ただ今回日本で導入される裁判員制度では、裁判員は裁判官と一緒にあって、有罪無罪の判断のみならず、量刑についても判断することになっているとのことです。この点は国民の権利行使と言うことを考えても、裁判員の技量の実態を考えると、些か行き過ぎではないかと懸念してもいます。

以上